

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009仙第119号	
事故等種類	運航不能（推進器損傷）	
発生日時	平成21年10月12日（月・祝） 16時05分ごろ	
発生場所	宮城県東松島市宮戸島南方沖700m付近 （概位 北緯38°19′ 東経141°09′）	
事故等調査の経過	平成21年11月19日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	モーターボート リュウズ、5トン未満（長さ7.49m）	
船舶番号、船舶所有者等	210-38204宮城、株式会社湯目建設	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	クラッチシャフト折損	
事故等の経過	<p>本船は、船長が友人5人を乗せ、釣りを終え、宮城県仙台塩釜港に向けて約20km/hの速力で帰航中、平成21年10月12日16時05分ごろ、突然後部で振動が発生し、主機は運転可能であったが推進器が回転せず、航行不能になった。</p> <p>本船は、船長が依頼した知人の船で、宮城県七ヶ浜町代ヶ崎漁港にえい航された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし</p> <p>海象：平穏</p>	
その他の事項	本船は、クラッチシャフトが折損し、その断面は疲労破壊の様相を示していた。また、クラッチの嵌合部に経年使用による摩耗が生じていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、主機（船内外機関）クラッチシャフトが折損したため、推進器が回転しなくなったものと考えられる。</p> <p>クラッチ軸は、経年使用による疲労破壊によって折損した可能性があると考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が宮戸島南方沖を航行中、主機クラッチシャフトが折損したため、推進器が回転しなくなったことにより発生したものと考えられる。	